

## 医療法人社団成仁会

### 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍法に基づく

### 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年2月28日

2. 内容

【目標1】男性職員の育児休業取得率を50%以上にする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年3月～ 男性社員の育児休業取得に関する情報を社内規程などにより周知。
- 令和8年4月～ 配偶者が出産した男性職員を対象として人事及び上司から育児休業取得をすすめるとともに、各職場における休業者の業務カバー体制の検討・実施。

【目標2】管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を45%以上にする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年3月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施。
- 令和8年4月～ 女性管理職に対するヒアリングの実施。
- 令和10年4月～ 管理職候補の女性労働者を対象にキャリアアップに向けた研修を実施。

【目標3】職員一人当たりの有給休暇取得率を75%以上にする。

<実施時期・取組内容対策>

- 令和7年3月～ 職員の有給休暇取得状況を把握し、上司に情報提供する。
- 令和8年4月～ 部署ごとの有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- 令和10年4月～ 会議で有給休暇取得率向上計画に基づいた各部署での取り組みの結果を振り返り、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

## 女性活躍推進法に基づく情報公表

### 【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

① 管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合 : 46%

② 男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

全労働者 : 80.3%

正職員 : 48.1%

パート・有期労働者 : 80.5%

対象期間 : 事業年度 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

※育児短時間勤務利用者等も含んで算出

### 【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

① 有給休暇取得率 75%

## 男性労働者の育児休業取得率の公表

育児・介護休業法の改正により、従業員が300人超え1000人以下の企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。

長田病院の男性労働者の育児休業等の取得状況は以下の通りです。

	2024 年度
男性労働者の育児休業取得率	—